

所有權移轉登記請求書（不動產）

令和 年 月 日

羽咋市長

あて

請求者（買受人）

住所

氏名

(印)

国税徴収法第 121 条の規定により、下記のとおり所有権移転登記を請求します。

公告番号

公告第

号

売却区分番号

羽公

号

公売財産の表示

金代売公



(令和 年 月 日 納付済)

登録免許税

四

添

公売財産売却決定通知書

通

固定資産評価証明書

通

住民票写し（商業登記簿謄本）

通

登録免許税納付済領収証書

通

書目

類

印紙

[illegible]

内

訳

[illegible]

枚

四

枚

--	--

枚

--	--

枚

--	--

枚

[illegible]

枚

注 意

- 1 所有権移転登記の請求は、この請求書により速やかに行ってください。
- 2 登録免許税について
 - (1) 登録免許税課税標準価額は、当該不動産を管轄する県税事務所、市町村役場において、固定資産評価証明書の交付を受けて評価価額を記載してください。
なお、交付を受けた固定資産評価証明書は、この請求書に添付してください。
 - (2) 登録免許税額は、固定資産評価証明書の評価額の 1,000 分の 20 で、100 円未満を切り捨てた金額（算出税額が 1,000 円未満の場合は 1,000 円）となります。
 - (3) 登録免許税は、郵便局又は銀行等で納付した場合は、登録免許税納付済領収証書をこの
なお、登録免許税額が 3 万円以下である場合は、収入印紙による納付もできます。